

農林水産省指令30生畜第1216号

東京都港区麻布台2丁目2番地1号

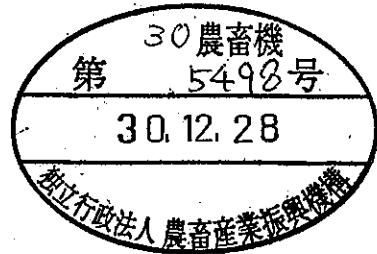
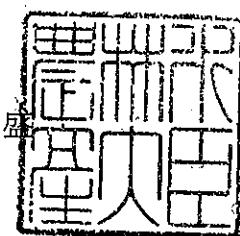
独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 一雄

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の改正に伴い、
同法第23条第2号の規定に基づき、平成30年12月30日からの保管指定乳
製品等の売渡方針を別紙のとおり指示する。これに伴い、平成30年4月
1日付け農林水産省指令29生畜第1480号を改正する。

平成30年12月27日

農林水産大臣 告川 貴



(別紙)

畜産経営の安定に関する法律第23条第2号に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の保管指定乳製品等の売渡方針について

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産経営の安定に関する法律（以下「法」という。）第23条第2号の趣旨に即し、指定乳製品に仕向けられる生乳生産量の動向等の生産条件、指定乳製品の需要動向、在庫状況等の需給事情その他の経済事情を考慮して、指定乳製品の需給に悪影響を及ぼすことを防止し、かつ、指定乳製品の価格及び消費の安定を図ることを旨として、その保管する指定乳製品等（法第17条第1項の指定乳製品等をいう。以下同じ。）を売り渡すものとする。

第2 保管指定乳製品等の売渡計画の策定

- 1 機構は、毎年度四半期ごとにその保管する指定乳製品等の売渡予定期、売渡予定量、品目等について、その保管する指定乳製品等の売渡しに関する計画（以下「売渡計画」という。）を定め、農林水産省生産局長に通知するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 1の売渡計画は、指定乳製品の需給事情等を勘案して、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は低落しないよう指定乳製品の価格を安定させることを旨として定めるものとする。

第3 売渡しの方法

- 1 機構は、第2の1により定めた売渡計画に基づき、その保管する指定乳製品等を売り渡すものとする。
- 2 機構は、指定乳製品の価格が著しく低落し、又は低落するおそれのある場合には、売渡しを行わないものとする。